

申し合わせ事項解説

<公正を害する行為>

- ・「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項 (平成24年度作成：日本中学校体育連盟剣道競技部)

- (1) 「変形な構え」とは
左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」をとらない場合
 - ・中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・鏝競り合いや体当たりでの「身体的圧迫」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先が下がっているかどうかをよく見極める。
 - ・「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出て「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

★見極めのポイント
現象面だけで判断せず、試合の流れや状況、試合者の立場に立って見極める

【指導・反則の宣告方法】

◇主審が合議をかける（主審の専決事項）

- (1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手を明確に頭上（目の位置より高く）に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

- (2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則〇回」と宣告する。

- (3) 確認事項

- ・1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

【掲示板への記入方法】

- (1) **指**：「指」の文字を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の**指**は残し、▲（反則）を新たに掲示していく。

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に防御の効率のみを優先して、左拳を極端に身体を中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

<上 段>

- ・上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項

（平成23年度作成：日本中学校体育連盟剣道競技部）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないように指導する。

○「構えが公正を害する行為」となるとは

片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鍔元を所持して小手を防御し、一方の腕で（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。

○指導する理由

- ・中学生には「突き技」を禁止している。
- ・中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
- ・公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。

○指導内容

- ・竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
- ・「鍔ぜり合い」及び「打つ直前」の鍔元所持は良い。

※上記の指導は大会直前では、競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。